

堺障援第258号
令和2年4月20日

各指定短期入所事業所管理者様

堺市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う
短期入所事業に係る居宅等における支援の取扱いについて

平素は、本市障害者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和2年4月9日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」が示されました。

つきましては、本市において、短期入所事業に係る居宅等における支援の取扱いについて下記のとおりとしますので、ご確認の上ご対応いただきますよう、よろしくお願いたします。

記

1 短期入所事業所に係る居宅等における支援の取扱いについて

当初、短期入所を利用する予定であった利用者が、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から当該サービスの利用に至らなかった場合に、短期入所事業所の職員により、利用者の居宅等において入浴、排せつ及び食事の介護など通常の短期入所で提供されるサービスが確保されていることを前提として、できる限りの支援の提供を行ったときは、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とします。なお、実施した支援の具体的な内容を当該事業所で記録してください。

2. 算定方法について

- (1) サービス提供を行った日について実施施設、障害支援区分、日中活動系サービスの有無等に応じた基本報酬を算定する。
- (2) 加算については、令和2年4月9日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」の別添問6に基づき算定する。
- (3) なお、当該利用者に対して1日に複数回の訪問等を行い、サービスを提供する場合においても、1日の報酬で算定するものとする。

[問合せ先]

堺市 健康福祉局 障害福祉部
障害者支援課 藤井、増田(有)
TEL : 072-228-7510
FAX : 072-228-8918